

X I 【日常生活の用具等の助成について教えてほしい】

1 介護保険制度に基づくもの

福祉用具貸与	車いすや介護ベッドなど、保険適用の対象となる福祉用具をレンタルできます。
特定福祉用具販売 (福祉用具購入費)	シャワーチェアやポータブルトイレなど、入浴や排せつをサポートする福祉用具を購入できます。

2 障害者総合支援法に基づくもの

(1) 補装具支給制度

身体に障害のある方に身体上の障害を補うための用具の交付、修理を行います。

費用は、補装具の購入（修理）費用の1割自己負担。ただし、所得により月額負担上限額の設定があります。

i) 補装具の種類

視覚障害者用	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢（義手・義足）、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、座位保持いす（※）、起立保持具（※）、歩行器、頭部保持具（※）、排便補助具（※）、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（※の項目については身体障害児のみ）

ii) 借受けについて

補装具費の支給については、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とされました。

（補装具の借受けによることが適当である場合について）

- ① 身体の成長に伴い、補装具等の短期間での交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

補装具の購入に先立ち、複数の保護装具等の比較検討が必要であると認められる場合

iii) お問い合わせ先

長浜市しょうがい福祉課 TEL：0749-65-6518

米原市社会福祉課 TEL：0749-55-8102

(2) 日常生活用具

障害のある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付（貸与）します。

対象となる種目は概ね次のとおりですが、給付（貸与）される用具の種類や給付（貸与）対象者、費用等は各市町がそれぞれ定めていますので、詳細は各市町までお問い合わせください。

i) 用具の種類

	用具の種類	参考例
介護・訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具、障害児が訓練に用いるいす等	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換機、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具	入浴補助用具、こしかけ便座、特殊便座、T字状・棒状つえ、頭部保護帽、火災報知機、音声式電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	障害者等の在宅療養を支援する用具	透析液加湿器、ネプライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計等
情報・意思疎通支援用具	障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具（字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー・活字文書読み上げ装置・拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、情報受信装置、人工喉頭、点字図書、福祉電話、ファックス等
排泄管理支援用具	障害者等の排泄管理を支援する用具および衛生用品	ストマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の付け替え等

ii) お問い合わせ先

長浜市しょうがい福祉課 TEL：0749-65-6518

米原市社会福祉課 TEL：0749-55-8102

<参考>障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

(障企発第 0328002 号、障障発第 0328002 号 平成 19 年 3 月 28 日各都道府県障害保健福祉主管部（局）長宛 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課長、障害福祉課長連名通知)

- ・介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。
- ・ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、補装具費として支給して差し支えない。

3 自助具の作成

自助具というのは、障害を持った方や老化にともなって、日常生活の中でできなくなったり、不自由に感じたりする動作を容易に、より便利にできるようにする道具です。

○湖北虹工房（自助具制作ボランティアグループ）

湖北圏域で、物作りが好きな方が集まり、高齢者や障害のある方が、日常生活の中で不便に感じていることを少しでも行いやすくするために、また介護にあたる人々の負担を軽減するために、一人ひとりにあった自助具を製作する活動をされています。

【お問い合わせ先】

長浜市社会福祉協議会地域福祉課ボランティアセンター TEL：0749-62-1804
(長浜市高田町 12-34)

○滋賀県福祉用具センター

使用している福祉用具に不都合がある、また、市販品に適合するものがない場合、改造・製作を行っています。

【お問い合わせ先】

滋賀県福祉用具センター TEL：077-567-3907
(滋賀県草津市笠山7丁目8番138号)